

奥州市男女共同参画計画

＜中間見直し＞

平成26年3月

目 次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の目的	1
2 計画の性格(位置づけと役割)	1
3 計画の期間	1
4 基本理念	1
5 基本目標	1

第2章 計画の体系

計画体系一覧	2
--------	---

第3章 計画の内容

基本目標1 お互いを尊重しあう意識づくり	3
(1) 人間性豊かな人づくり	
(2) 社会における制度・慣行の見直し	
(3) 命と心を大切にする人づくり	
基本目標2 男女が責任を分かち合える社会づくり	9
(1) 政策方針決定の場への女性の参画促進	
(2) 労働の場における男女共同参画の推進	
(3) 家庭・地域での男女共同参画の推進	
基本目標3 安心して暮らせる環境づくり	16
(1) 安心して暮らせるまちづくり	
(2) 暴力や犯罪のないまちづくり	

第4章 計画の推進

計画の推進体制	20
---------	----

指標一覧

指標一覧	22
------	----

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の目的

男女共同参画社会とは、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に尊重し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会であるといえます。わが国の憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、すべての国民が等しく生涯を通じて豊かな生活を営むことを保障しています。

しかし、個人や男女の関係において、家庭や職場、学校、地域などで男女の不平等を感じている人は少なくありません。

また、家庭や地域、職場に見られる社会的風習の中には、性別により役割が固定化されているものがあります。

少子高齢化の進行や経済の構造変化、高度情報通信社会の進展など、私たちの生活をめぐる社会経済情勢は、著しく変化しております。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、すべての人が、家庭で、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる社会づくりが求められています。

これまでの社会的な風習による固定化された男女の役割意識を見つめ直し、男女の人権が尊重される男女共同参画社会の実現を目指し、この「奥州市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格（位置づけと役割）

- (1) この計画は、平成19年3月に制定した奥州市男女共同参画推進条例に基づく計画です。
そして、奥州市総合計画に掲げる目指すべき都市像「地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち奥州市」と施策の大綱「みんなで創る自立したまちづくり～協働社会の形成～」を実現するため、市の各種計画との整合性を図りながら関連している市の取組み施策を体系化し、市の基本的な考え方を示すものです。
- (2) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」及び「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」に即して策定したものです。
- (3) この計画は、市民と市が一体となって目的を達成するものであり、市民はもちろんのこと、企業、団体等の理解と協力を求め、自主的・積極的な活動の推進を図るための指針となるものです。

3 計画の期間

平成20年度を初年度とし、平成29年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況、社会情勢の変化等により、平成25年度に中間見直しを行いました。

4 基本理念

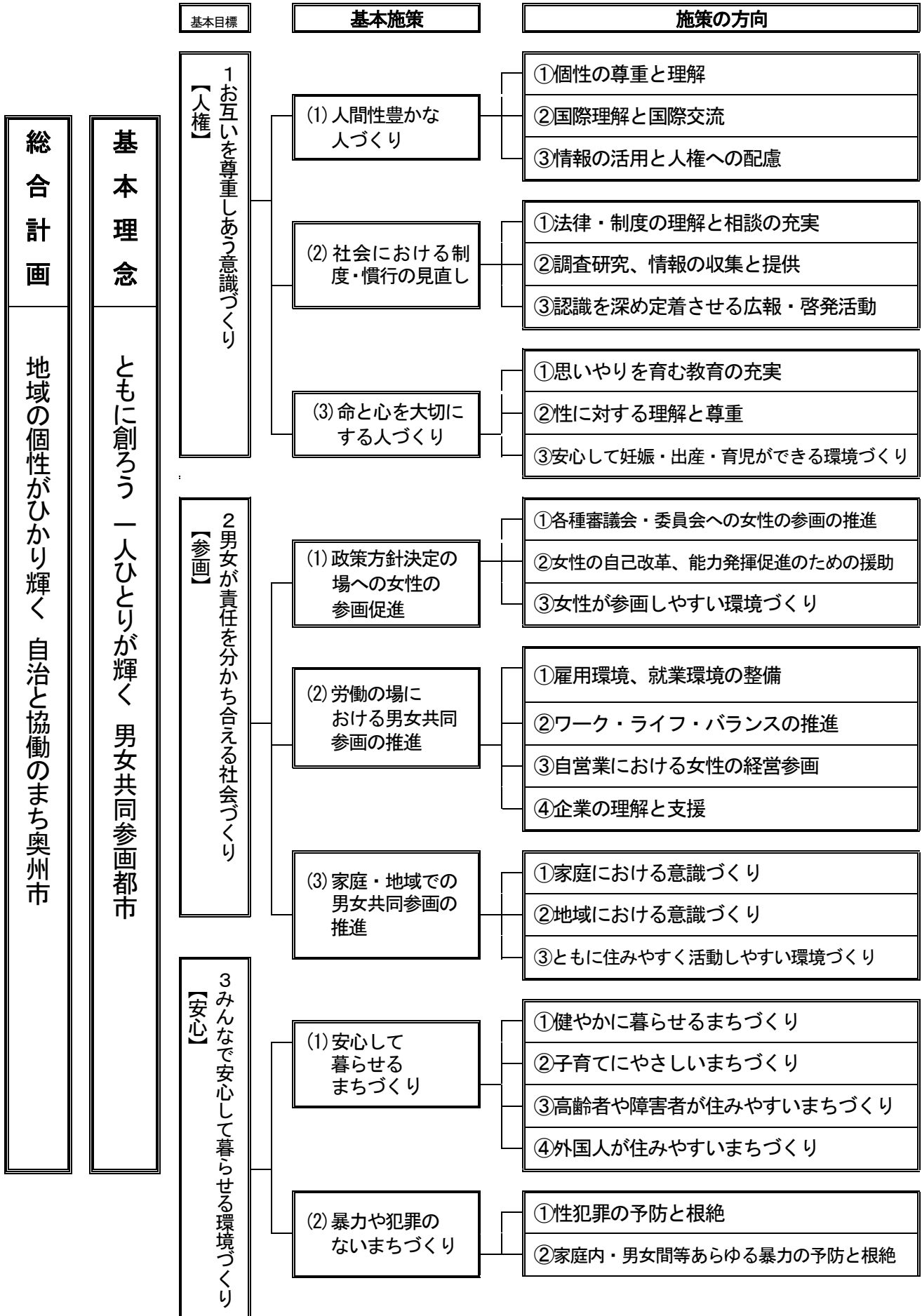
「ともに創ろう 一人ひとりが輝く 男女共同参画都市」を基本理念とします。

5 基本目標

計画の基本理念に基づき、次の3つを基本目標として掲げます。

- (1) お互いを尊重しあう意識づくり
- (2) 男女が責任を分かち合える社会づくり
- (3) みんなが安心して暮らせる環境づくり

第2章 計画の体系



第3章 計画の内容

基本目標1 お互いを尊重し合う意識づくり

(1) 人間性豊かな人づくり

現状と課題

- 男女平等は、日本国憲法で性別により差別されないとうたわれています。
しかし、現実には社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）が存在し、今もなお「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定化する意識が残っています。
このような性差（ジェンダー）や固定的性別役割分担意識は、一人ひとりの能力や個性の発揮を妨げるばかりか、人権侵害につながるおそれもあります。
- 国籍にかかわらず、異国の文化や習慣の違いなどを理解し、多様な価値観を認め合いお互いの人権を尊重することが大切です。また、国際社会においては、貧困や武力紛争、環境の悪化など地球規模の問題の中で女性の人権が侵害されている現実もあり、国際的な視野で女性問題に目を向けることが求められています。
- 情報通信の高度化の到来により、活字・映像など情報媒体（メディア）によって、多くの情報を手に入れることが可能になりました。しかし、それらの情報の中には道徳的に許されない表現も見られます。情報を正しく読み解き活用していくことが大切です。

施策の方向

①個性の尊重と理解

- ア 男女が尊重し合い、性別によることなく個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、意識を高めるための講演会や各種講座を開催します。
- イ 男女平等を推進するパンフレットを作成・配布し、地域学習会の開催に併せて活用するなど、意識啓発を図ります。
- ウ 性別や人種による違いを理解しあう心を育むため、人権に関する講演会などの事業を実施します。
- エ 男女共同参画を推進する男女共同参画サポーター(※)の養成を図ります。

②国際理解と国際交流

- ア 女性問題についての国内外の実態や取組みに関する情報を収集・整備し、市民に提供することにより、国際社会の一員としての意識を醸成します。
- イ 国際感覚を養うため、国際姉妹都市による交流機会の提供や、民間国際交流の促進を図ります。

③情報の活用と人権への配慮

- ア メディアの情報を正しく理解し、活用ができるよう、啓発を進めます。
- イ 市の刊行物など情報について、男女共同参画に配慮した表現方法で発信するとともに、各種団体に対しても男女共同参画に配慮した表現について要請します。

指標

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
1	社会習慣の中での男女の不平等感の割合	%	—	60	73.8	60	総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 アンケート調査 達成できなかった24年度目標値
2	男女共同参画サポーター (うち男性の占める割合)	人 (%)	25 (0)	45 (13)	42 (14)	57 (19)	総務企画部まちづくり推進課 市総合計画後期基本計画に準拠 (毎年3人(うち男性1人)増)

○男女共同参画サポーター

岩手県が行う男女共同参画サポーター養成講座の所定の講座を受講し、県から認定を受けた者。
認定後は男女共同参画の機運の醸成を図るための活動を行う。

(2) 社会における制度・慣行の見直し

現状と課題

- ・ 男女共同参画社会基本法や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）など男女共同参画に関する法律が制定されました。また、本市では、平成19年3月に奥州市男女共同参画推進条例を制定・施行しました。
男女共同参画に関する国際条約や法令、条例は私たちの社会に必要なルールであり、市、市民、事業者、関係機関を挙げて、男女平等や人権尊重の理念を深く浸透させる必要があります。
- ・ 男女共同参画をはばむ制度や慣行を見直し、男女共同参画社会を形成するためには、めまぐるしく変化する社会情勢や市民の意識や言動など実態を正しく把握することが不可欠です。そのためには男女共同参画に関する調査研究を実施するとともに、男女共同参画の推進に関する情報を広く収集・提供していく必要があります。
- ・ 男女平等は女性だけの問題ではなく、男性の問題でもあります。男女があらゆる分野に対等な構成員として参画するためには、性に中立的でない慣行やしきたりについては見直しされるよう、啓発活動を充実して正しく理解されるよう広く呼びかける必要があります。

施策の方向

①法律・制度の理解と相談の充実

- ア 広報やホームページを活用し、奥州市男女共同参画推進条例の周知を図ります。
- イ 男女共同参画に関する法律及び制度の周知活用を推進するため、研修会やセミナーを実施します。
- ウ 市民が気軽に相談ができる体制を整備するとともに、専門的機能を有する総合的な相談窓口の設置を検討します。
- エ 問題の早期解決のため、各分野間の情報の共有に努めるとともに人権擁護委員や民生委員との連携など相談対応の充実を図ります。

②調査研究、情報の収集と提供

- ア 男女共同参画に関する調査を実施し、実態を把握するとともに男女共同参画の推進について研究します。
- イ 市民や事業者に対し、男女共同参画に関する情報の提供を働きかけるとともに、市の男女共同参画に関する情報を広く公表します。
- ウ 男女共同参画サポーターや民間団体へ男女共同参画に関する情報を提供します。

③認識を深め定着させる広報・啓発活動

- ア 市民から寄せられた男女共同参画に関する意見を市政に活用します。
- イ 「奥州市男女共同参画デー」を創設するとともに、標語やポスターのコンクールの実施を検討し、幅広い年代層への意識啓発に取組みます。

- ウ 男女共同参画に取り組む個人や団体への実践表彰制度の導入を検討します。
- エ 広報やホームページにおいて、男女共同参画の先進事例や取り組みを紹介
します。
- オ 人権擁護委員や男女共同参画サポーターの協力を得ながら地区振興会等
の地域活動と連携し、市民による男女共同参画の啓発に努めます。

指標

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
3	男女共同参画（言葉・意味）の 周知度	%	80.6（※水）	85	87	100	総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 アンケート調査
4	男女共同参画に関する研修会 やセミナーの開催回数	回	3	5	5	5	総務企画部まちづくり推進課 29年度目標数：各区1回開催
5	男女共同参画サポーター認知 度	%	—	50	60.4	85	総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 アンケート調査

（※水） 平成17年度旧水沢市男女共同参画に関する調査

(3) 命と心を大切に作る人づくり

現状と課題

- 子どもの成長において、幼児期及び義務教育期は生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、基盤がつくられる重要な時期です。次代を担う子どもたちが男女平等意識を持てるようにするためには、人間形成の基盤となる時期の教育において、男女平等の意識づくりを実践することが求められています。
- 男女が互いの性について理解を深め、それぞれの意思が尊重されることにより生涯にわたり健康な生活を営むことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。
性同一性障害についての理解や認識不足から生じる差別や偏見、急増する若年者の人工妊娠中絶など性に関する様々な問題が発生しています。
思春期の子どもたちが「性」を人権の問題、人間の生き方にかかわる問題としてとらえることができるよう、お互いを思いやる心を育てていくことが必要です。
- 本市の医師数は人口10万人比で県平均を下回っており、特に産婦人科医・小児科医の不足が懸念されています。安心して子どもを産み、育てる環境の整備が急務となっています。
また、育児の負担がどうしても母親に偏りがちであることが出産に対する不安感を与える原因の一つと考えられることから、父親が育児に対して積極的に協力するための働きかけも課題といえます。

施策の方向

①思いやりを育む教育の充実

- ア 小・中・高校生の乳幼児ふれあい体験学習を推進します。
- イ 保育機関、教育機関との連携により、人権教育や男女平等教育を総合的に推進します。
- ウ 人権尊重の視点に立った意識や知識を高めるため、保育士、幼稚園教諭及び小中学校教諭向け研修会を開催します。
- エ 子どもの個性と自主性を尊重し、固定化した枠にとらわれない進路の指導を推進します。
- オ 親子が共通の活動を通して他の親子と接する機会を提供します。

②性に対する理解と尊重

- ア 学校教育の中で学年に応じた性教育の推進に努めます。
- イ 異性の尊重及び性に関する指導を進めるため、保育士、幼稚園教諭及び小中学校教諭向けの研修会を開催します。
- ウ 性に対する相談体制の充実に努めます。

③安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり

- ア 母性の尊重についての意識の浸透を図るとともに、妊娠・出産によって女性が差別されないことを、あらゆる機会を通じて意識啓発を行います。
- イ 妊婦の正しい知識と仲間づくりのための母親教室や両親学級の充実を図るとともに、保健師や助産師による家庭訪問や電話相談などを行い、妊婦の不安軽減に努めます。

- ウ 安心して妊娠・出産が出来るよう、産婦人科医の確保に努めるとともに妊婦健康診査の充実や妊娠の届出が早期に行われるように医療機関との連携を強化します。
- エ 父親に対して出産・育児に関する情報提供を行い、出産・育児への参加の意識向上に努めます。

指標

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
6	赤ちゃんふれあい体験事業の 取組み数	校	12	12	7	7	健康福祉部健康増進課 保健事業の乳児数に対し、児童 生徒数の受け入れが難しく、現 状維持。 小学校3校、中学校3校、高校 1校

基本目標 2 男女が責任を分かち合える社会づくり

(1) 政策方針決定の場への女性の参画促進

現状と課題

- 平成 11 年に男女共同参画基本法が制定され、男女平等や共同参画に関する人々の意識が変化しているとともに、女性の社会的地位は以前よりも向上しています。
様々な分野で、審議会・委員会等の女性委員の就任状況は増加しているものの、まだ少ない状況にあり、女性委員が就任していない審議会等もあります。調和と均衡のとれた豊かな社会を築くためには、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、それぞれの意見を反映させる必要があります。
- 男女共同参画社会を実現するためには、女性自身が社会の担い手であることを自覚する必要があります。生活の中で得た豊かな発想や能力を生かすことができるよう、女性の経済力を高めるとともに、身分的な向上をはかるため、女性の自己改革と能力発揮の支援をする必要があります。
学習活動を通じ市民が生きがいのある充実した生活を送ることができるようにするため、いつでもどこでも自分に適した方法で学ぶことができるような生涯学習の環境整備が求められています。
- あらゆる場において、男女の対等な協力関係（パートナーシップ）を構築していくためには、女性が参画しやすい環境をつくる必要があります。そのためには行政をはじめ各種団体や企業など事業者において、女性の参加と機会を確保するための理解と取組みが求められています。

施策の方向

①各種審議会・委員会への女性の参画の推進

- ア 審議会等へ女性の参画が促進されるよう、意識の高揚を図ります。
- イ 女性委員が少ない審議会、女性委員が就任していない審議会等の解消に努め、女性を積極的に登用します。

②女性の自己改革、能力発揮促進のための援助

- ア 高い資格・能力を身につける（キャリアアップ）、より高い技能・技術を身につける（スキルアップ）など自己研鑽の機会を設けるとともに、積極的な参加を促します。
- イ 女性リーダーの育成に関する研修会、政策に関する学習会等の実施や情報の収集・提供などに努めます。
- ウ 人生のあらゆる時期において、市民それぞれが望む学習機会を得ることができるよう情報の発信や、学習の成果を地域社会に還元し、活用できるよう支援体制の整備を推進します。

③女性が参画しやすい環境づくり

- ア 各種団体や企業など事業者において、女性の管理職登用等女性の参画が促進されるよう、働きかけます。
- イ 女性が参画する条件整備として、女性の経済的、身分的地位の向上を図ります。

指標

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
7	市の審議会等における女性委員の比率	%	22.5	45	26.4	45	総務企画部総務課 総務企画部まちづくり推進課
8	女性のいない審議会の数		7	0	3	0	総務企画部総務課 総務企画部まちづくり推進課
9	男女のいずれか一方の委員数が委員総数の30%未満である審議会等の割合	%	—	—	52.6	20	総務企画部総務課 総務企画部まちづくり推進課
10	市の管理職の女性の比率	%	8.8	13	13.2	28	総務企画部総務課 総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 平成29年4月1日時点で40歳以上の職員のうち女性職員が28.6%と見込まれるため目標を28%に設定。
11	男女共同参画に関する講座数	回	56	58	69	82	総務企画部まちづくり推進課 地区センターにおける講座回数（延べ回数） 平成18年度実績数は女性を対象とした生涯学習講座数

(2) 労働の場における男女共同参画の推進

現状と課題

- ・ 総務省統計局「労働力調査」によると、短時間労働者は全国で約1200万人、そのうち女性の割合は7割を超えています。また、全女性労働者に占める短時間労働者の割合は約4割を占めています。

女性は出産を機に仕事を辞めざるを得ない場合もあり、数年後に再就職先を探してもなかなか見つからないなど、就業が困難な状況にあります。

再就職しても待遇は非正規雇用が多く、低賃金であり、働いてもその収入だけでは一定の生活水準を満たす状況にはありません。

また、労働者の長時間労働が慢性化しており、心身の健康が脅かされています。

男女雇用機会均等法の趣旨について理解を深めるとともに積極的に改善措置を講じ、職場での意識づくり、雇用環境及び就業環境の整備が必要です。

少子・高齢化の進展や女性の就労意欲の高まりなどの社会情勢の変化により高齢者や女性の就労希望者の増加も予想されます。

また、女性の従事が少ない分野へも挑戦できるよう、職業能力の開発とともに、労働の場から性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）や上下・権利関係を利用した嫌がらせ（パワー・ハラスメント）を根絶することが大切です。
- ・ 育児や介護は男女が共同で取り組むべきであり、女性だけでなく男性の育児休暇等の取得率が向上するよう、企業に働きかけることも必要です。また、家庭生活と仕事との両立などそれぞれの生活様式に合わせて、多様な働き方が実現出来るよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について社会全体で取り組むことが必要です。
- ・ 本市においては農林業や商工業などの自営業に従事する女性が多く、経営に果たす役割や責任が多大であるにもかかわらず、経営に参画する機会が少ない状況にあります。農林業や商工業など自営業に従事する女性が職業意識を高め、生きがいをもって仕事に従事できるよう、様々な方針決定の場に女性が参画していくことが必要です。
- ・ 女性が職業を持つことが一般的になりましたが、採用の段階から個人の能力ではなく、性別によって採用が決定されるなど未だに差別が見られ、能力があっても十分に活かされていない状況にあります。職場において固定的な性別役割分担の意識によって、仕事の内容が制限されたり、昇格や昇給に男女間の格差があったりする場合が見受けられます。

女性が能力を発揮できる職場環境の整備は、雇用者側である企業の経営戦略にとっても重要な課題です。

施策の方向

①雇用環境、就業環境の整備

- ア 男女雇用機会均等法、労働基準法、労働組合法など労働に関する法律や、積極的改善措置など、男女が平等に採用され、平等に働けるよう、法令や取組方法の周知を行います。
- イ 新規学卒者や都会からの移住（U・I・Jターン）希望者も含めた就労希望者に対し、自由な職業選択が可能となるような環境の整備に努めます。
- ウ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントが根絶されるよう、

啓発します。

- エ 技術の向上や資格取得につなげるため、職業訓練協会をはじめ、各種職業訓練機関等との連携を強化し、技術者や技能者の養成と職業能力を開発するための取組みを支援します。
- オ 勤労者の就労環境向上のため、総合的な福利厚生の実を支援します。
- カ 公共職業安定所や企業など各種関係機関と連携し、雇用環境の改善、就労機会の確保に努めます。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

- ア ワーク・ライフ・バランスの啓発など実現に向けた体制づくりに取り組みます。
- イ 変形労働時間制（フレックスタイム制）や短時間労働制など多様化した雇用の形態の普及が図られるよう働きかけます。
- ウ 育児休業制度の周知徹底を図り、男性も取得しやすい環境づくりを推進します。
- エ 年次有給休暇の取得促進、恒常的な所定外労働の見直し等、年間総労働時間の短縮が図られるよう働きかけます。
- オ 勤労者の総合的な福利厚生の実向上への取組みと、勤労青少年ホームや関連機関の機能強化、勤労者の余暇活動機会の充実を図ります。

③自営業における女性の経営参画

- ア 女性が自営や起業に積極的に取り組むことができるよう支援します。
- イ 農業分野等家族経営において家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、意欲を持って取り組むことができるよう、経営の方針、労働報酬、休日・労働時間などについて家族内で取り決める「家族経営協定」を促進します。
- ウ 女性経営者や若手経営者グループその他新たな枠組みの連携グループを育成、支援します。

④企業の理解と支援

- ア 求職者がさまざまな雇用先の中から選択できるよう、企業の経営の安定化を支援し、雇用の場の創出を図ります。
- イ 事業主を対象とした講習会を開催するなど、事業主や労働者を対象とした学習会等を開催します。
- ウ 市における入札参加資格者の男女共同参画に関する調査を行います。
- エ 事業主に対し、女性労働者の能力発揮を促進するため、積極的に取り組む企業（均等・両立推進企業）や子育てや家族の介護を積極的に推進する家庭に優しい企業（ファミリーフレンドリー企業）の普及啓発を積極的に推進するとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく事業主や労働者が仕事と子育てを両立させるための一般事業主行動計画の策定を働きかけます。
- オ 市内事業所に対し、仕事と家庭の両立支援に関する実態調査を実施し、両立を支援している優良な事業所の認定及び表彰を行います。また、優良事業所の公表についても積極的に行います。

指標

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
12	商工会、商工会議所に所属する 会員のうち女性代表者の割合	%	11.68	13	5.4	—	商工観光部商業観光課 目標については設定せず、状況 把握のための指標として設定
13	家族経営協定締結農家数	戸	97	107	136	160	農業委員会 主業型農家の約10%

(3) 家庭・地域社会での男女共同参画の推進

現状と課題

- ・ 共働き世帯の割合も高くなっていますが、家事や育児・介護の多くは依然として女性が担っているのが現状です。男女が共に、家庭と他の活動を両立できるようにするためには、男性も仕事中心の生活を見直し、家庭生活にも積極的に参画していくことが大切です。
- ・ 町内会や自治会、農業団体、消防団など地域における団体や組織において、男性を中心とした活動が行われてきました。地域活動においては男女が共に参画して活動しているにもかかわらず、役員の大半が男性である場合が多くみられます。

女性も地域社会を支えている一員であり、積極的に社会活動ができるような意識づけと参加しやすい環境づくりが必要です。活動の主体者として意見が反映されるよう、地域活動における女性の参画が求められています。
- ・ 個人の価値観や生活様式が多様化しています。多様性を尊重しながらも協調しあうことのできる地域社会の構築が必要です。

本市は豊かな自然に恵まれ、遺跡、伝統芸能などが存在しています。豊かな自然と歴史文化を守り、快適な生活環境を継承していくためには、男女の対等な協力関係（パートナーシップ）による活動の活性化が望まれます。

市内においてもNPOやボランティア団体が増えており、新たな地域活動の担い手としての活動が期待されています。

また、産地直売施設（産直）や農家レストランの取組みが盛んに行われており、地域内消費はもとより、販売施設を通じて生産者と消費者の交流が生まれ、地域の活性化に大きな役割を果たすとともに、女性、高齢者の積極的な参画が見られます。

市民が主体となる活動を支援する仕組みや事業が必要であるとともに、地域社会における仕事の責任と家庭生活における家事の責任を男女が共に両立させていくために住みやすく活動しやすい環境づくりが必要です。

施策の方向

①家庭における意識づくり

- ア 子育てや介護、家事など家族みんなで分担・協力するよう意識づくりに努めます。
- イ 男女が共に育児を担うための実践講座の充実を図ります。
- ウ 福祉サービスや介護支援サービスなど公的支援サービスが必要な時に適切に利用できるような体制づくりを推進します。

②地域における意識づくり

- ア 地区センターを男女共同参画の拠点の1つとして位置づけ、地区振興会や男女共同参画サポーターなどの協力を得ながら地域における男女共同参画を推進します。
- イ 自治会、農業団体、消防団など各種団体の女性の加入・参加を促進します。
- ウ 地域コミュニティ活動に男女共同参画の意識づくりが図られるよう、さまざまな機会を通じて周知します。

③ともに住みやすく活動しやすい環境づくり

- ア 多様な考え方や価値観を認め合える社会づくりに取り組めます。
- イ 環境や歴史文化に関する分野へ男女共同で参画し、継承していきます。
- ウ 男女共同参画に取り組むNPOやボランティア団体に対し、助言や財政的な支援を行います。
- エ 産地直売施設（産直）の取組み支援と女性や高齢者の就業の場や所得の確保による地域の活性化を支援します。

指標

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
14	男女共同参画の活動を行う NPO 法人	団体	2	6	3	6	総務企画部まちづくり推進課 達成できなかった24年度目標

基本目標3 みんなが安心して暮らせる環境づくり

(1) 安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

- 生涯にわたり、心身ともに健やかで自分らしい生活を送るためには、一人ひとりが健康の大切さを自覚し、積極的に健康の保持増進に努めることが大事です。
また、全ての市民がいつでも良質な医療を受けられるよう、地域に密着した医療体制の構築が求められています。市民が安心して暮らせる医療環境を整え、地域医療の確保、医療水準の向上を目指します
- 核家族化や生活様式など社会情勢の変化や価値観の多様化などに伴って、家族のあり方も変化しています。離婚によるひとり親世帯が増えており、子育ての困難な家庭には発育段階などその状況に即した支援をする必要があります。
子育てをめぐる社会環境の大きな変化や、価値観の多様化に対応し、子育ての喜びを分かち合える社会をめざし、妊婦や子育て中の親子などすべての子育て世代を社会全体で支援していく体制の整備・充実が求められています。
- 平成24年現在、奥州市の高齢化率は30%に達しており、県平均と比べて高率に推移しています。高齢化社会においても多くの高齢者がいきいきと暮らすことが、社会全体の活力を維持することにつながります。元気な高齢者を増やし、高齢者の生活を充実させるうえで、社会参加活動は大切な役割を果たしています。高齢期を安心して生活できるよう、若い頃から、生涯どのような暮らしをしたいのかを考えるための情報提供をするとともに、それを実現可能となるよう支援することも求められています。
また、障害者が自立と積極的な社会経済活動へ参画し、自己実現を図ることができる社会の実現を目指し、各種施策を総合的に推進していく必要があります。
さらに、障害者等に対する誤解や偏見を取り除くため、正しい知識の普及を図ることが求められています。
- 国際結婚が増えており、言葉や生活習慣の違いなどを抱えながら生活している外国人（在住外国人や外国出身者）も多くいます。地域社会の一員として安心して暮らしていくことができるよう、各種団体と連携し、生活に関する情報を提供するとともに、相談体制の充実が必要です。市民の相互理解を深めるため、地域住民と触れ合う機会や、日本語を学習する機会の拡充も求められています。

施策の方向

①健やかに暮らせるまちづくり

- ア 市民一人ひとりが健康づくりに関心を持つよう、健康教育、健康相談、普及啓発事業等の実施に努めます。
- イ 各種検診事業等の受診率を高めます
- ウ へき地医療体制、緊急医療体制及び休日・夜間等の緊急診療体制など良質な医療を提供する体制を整備します。

②子育てにやさしいまちづくり

- ア 幼稚園、保育所、家庭、地域等との連携を密にし、妊婦や子育て中の親子

が安心して外出できる環境の整備・充実や、子育てに悩む親たちへの相談指導、情報提供など、総合的な子育て支援を推進していきます。

- イ 延長保育、休日保育、24時間保育など保育サービスの整備充実を図ります。
- ウ 病後児保育所、育児の相互援助活動を行うファミリーサポートセンター、放課後児童クラブなど子育て支援サービスの整備充実を図ります。
- エ 幼稚園が預かり保育等を含め、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう幼児教育体制及び運営体制を確立します。
- オ 子育て支援サービスをまとめた子育てガイドブック、子育て支援マップなどを作成し、配布します。
- カ ひとり親世帯等支援を要する家庭が将来的に自立した子育てをしていけるよう、支援体制の充実を図ります。

③高齢者や障害者が住みやすいまちづくり

- ア 公共施設等の利用が安心してできるよう、物理的障壁の除去（バリアフリー(※)）や使いやすい設計・仕様（ユニバーサルデザイン(※)）に努めます。
- イ 高齢者や障害者の社会参加の促進に努めます。

④外国人が住みやすいまちづくり

- ア 外国人と地域住民との交流の機会を設けます。
- イ 育児支援や相談窓口の充実など外国人への支援体制を検討します。
- ウ ガイドブックの作成・配布など、外国人が安心して生活を営むための事業の充実を図ります。

指標

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
15	ファミリーサポートセンター事業実施箇所数(累計)	か所	2	4	3	3	健康福祉部子ども・家庭課 水沢・江刺・前沢で全市の事業を推進しており、事業執行や経費的に3か所が効率的である。
16	3歳児健康診査時の問診において子育てが楽しいと回答した母親の率	%	81	85	88.5	90	健康福祉部健康増進課 24年度の目標を達成したことにより更なる上昇を図る。

○バリアフリー

障害者が利用する上での障壁が取り除かれた状態。

○ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）

(2) 暴力や犯罪のないまちづくり

現状と課題

- ・ 女性の人権を無視した性の商品化は、性犯罪や性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）、売買春などの温床となっていると考えられます。大人が自覚と責任を持ち、子どもたちを健やかに育てる環境づくりを進めていく必要があります。
近年は、社会の変化に伴い、加害者も被害者も性犯罪の低年齢化が進んでおり、地域ぐるみで子どもを守る活動が必要になってきています。
- ・ 「配偶者や恋人などからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス（※））」は、基本的な人権の重大な侵害ですが、問題として取り上げることへの羞恥心や抵抗感が強いことなどから、表面化しない傾向にあり、問題の解決を難しくしています。
DV防止法が平成20年1月に改正され、被害者保護や市町村に対する基本計画策定が努力義務とされるなど支援策が拡充されました。市としても暴力と犯罪を防ぐ環境づくりや、相談窓口の整備、支援体制の整備などの救済策を充実させ、実効性のある対策が求められています。
また、介護に伴う高齢者間での暴力、幼い子どもたちへの虐待、養育放棄なども存在しています。それらの暴力の実態を把握するとともに、問題を広く市民に訴えていく必要があります。

施策の方向

①性犯罪の予防と根絶

- ア 性犯罪の予防と根絶に向けた啓発推進に努めます。
 - ・ 被害者の相談体制の充実
 - ・ 警察署との連携

②家庭内・男女間等あらゆる暴力の予防と根絶

- ア DV防止法第2条の3第3項の規定に即して、本市におけるDVの防止及び被害者の保護に関する実施内容等について次のとおり定め、DVを容認しない地域社会の醸成に努めます。
 - ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）についての周知
DVやDV防止法について啓発を図る。
 - ・ 被害者の相談体制の充実
婦人相談員の配置（子ども・家庭課）
各種相談会の実施（市民課）
相談機関の連携（県南広域振興局保健福祉環境部、県福祉総合相談センター、子ども・家庭課、市民課）
 - ・ 被害者の保護
相談・避難（子ども・家庭課）
被害者保護の連携（県福祉総合相談センター、警察署、子ども・家庭課）

- 被害者の自立支援
 - 市営住宅の優先入居（建築住宅課）
 - 母子（寡婦）福祉資金の貸付申請の受付（子ども・家庭課）

指標

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
17	DVに関する周知度	%	71.7 (※水) 43.2 (※江)	70	89.4	100	総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 アンケート調査
18	DV被害者施設収容者数	人	—	—	2	0	健康福祉部子ども・家庭課

(※水) 平成17年度旧水沢市男女共同参画に関する調査

(※江) 平成16年度旧江刺市男女共同参画意識調査

○ DV：ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある者、またはあった者から振られる暴力で、次のような形がある。

身体的暴力 なぐる、ける、火傷を負わすなど

精神的暴力 暴言を吐く、大声でどなる、何を言っても無視するなど

社会的暴力 親せきや友人との付き合いを制限する、電話や手紙をチェックする、外出を妨害するなど

経済的暴力 生活費を入れない・支出した内容を細かくチェックする・家の金を持ち出す

性的暴力 避妊に協力しない・性的な行為の強要など

子どもを利用した暴力 子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせる、子どもに会わせない

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制

この計画を総合的・効果的に推進していくためには、市と市民、事業者など地域社会が一体になって取り組むことが大切です。

また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

1 推進体制の整備

この計画を推進していくためには、総合的な施策展開ができるよう推進体制の整備が必要です。

そのため、奥州市男女共同参画推進条例に基づき、「奥州市男女共同参画推進委員会」を設置し、男女共同参画の推進に関する重要事項について意見を求めます。

また、奥州市男女共同参画推進本部設置要綱に基づき、「奥州市男女共同参画推進本部」を組織し、庁内各課との連携を図りながら施策の企画立案、事業の実施など全庁的に取り組んでいきます。「奥州市男女共同参画推進本部」に市民と職員で組織するワーキングチームを置き、基本計画の策定及び推進に必要な調査、企画、資料の作成を行います。

2 市民との連携

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが問題意識を持ち、その解決に向け身近なところから実践していくことが大切です。

そのため、行政では各種講座の開催や広報、パンフレット等の活用により、男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成を図るとともに、さらに効果的な啓発活動に努めます。

また、市民と市が対等な協力関係を確立しながら、各種事業を実施できるように努めます。

市民は男女共同参画社会の実現に向けて関心を持つとともに、各種講座等の事業に積極的に参加し、課題解決に向けた実践を行なうこととします。また、建設的な意見や要望を関係機関に伝え、施策の充実を図るための活動を行うこととします。

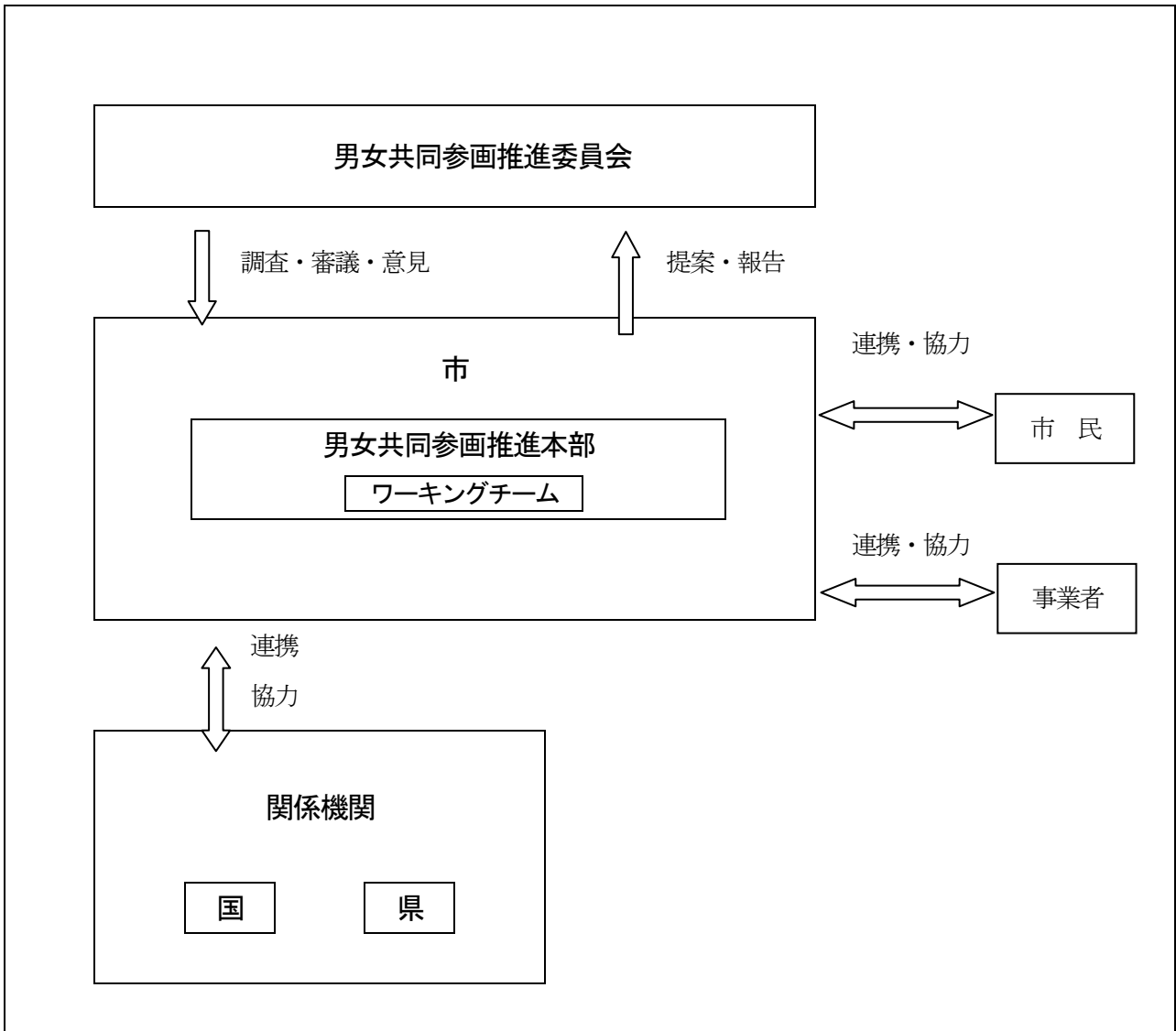
3 事業者との連携

計画の推進に当たり、意識啓発のための各種講座の開催やパンフレット等の資料を配布し、男女共同参画に向けた取り組みを、企業や各種団体等から理解と協力を求め、自主的、積極的な活動を働きかけていきます。

4 関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて一体になった取り組みができるよう、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

【計画の推進体制】



指標一覧（再掲）

基本目標 1 お互いを尊重しあう意識づくり

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
1	社会習慣の中での男女の不平等感の割合	%	—	60	73.8	60	総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 アンケート調査 達成できなかった24年度目標値
2	男女共同参画サポーター (うち男性の占める割合)	人 (%)	25 (0)	45 (13)	42 (14)	57 (19)	総務企画部まちづくり推進課 総合計画後期基本計画に準拠 (毎年3人(うち男性1人)増)
3	男女共同参画(言葉・意味)の周知度	%	80.6 (※水)	85	87	100	総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 アンケート調査
4	男女共同参画に関する研修会 やセミナーの開催回数	回	3	5	5	5	総務企画部まちづくり推進課 各区1回の開催を目標
5	男女共同参画サポーター認知度	%	—	50	60.4	85	総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 アンケート調査
6	赤ちゃんふれあい体験事業の 取組み数	校	12	12	7	7	健康福祉部健康増進課 保健事業の乳児数に対し、児童 生徒数の受け入れが難しく、現 状維持。 小学校3校、中学校3校、高校 1校

(※水) 平成17年度旧水沢市男女共同参画に関する調査

基本目標2 男女が責任を分かち合える社会づくり

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
7	市の審議会等における女性委員の比率	%	22.5	45	26.4	45	総務企画部総務課 総務企画部まちづくり推進課 達成できなかった24年度目標値
8	女性のいない審議会の数		7	0	3	0	総務企画部総務課 総務企画部まちづくり推進課
9	男女のいずれか一方の委員数が委員総数の30%未満である審議会等の割合	%	—	—	52.6	20	総務企画部総務課 総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考
10	市の管理職の女性の比率	%	8.8	13	13.2	28	総務企画部総務課 総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 平成29年4月1日時点で40歳以上の職員のうち女性職員が28.6%と見込まれるため目標を28%に設定。
11	男女共同参画に関する講座数	回	56	58	69	82	総務企画部まちづくり推進課 地区センターにおける講座回数（延べ回数）
12	商工会、商工会議所に所属する会員のうち女性代表者の割合	%	11.68	13	5.4	—	商工観光部商業観光課 目標については設定せず、状況把握のための指標として設定
13	家族経営協定締結農家数	戸	97	107	136	160	農業委員会 主業型農家の約10%
14	男女共同参画の活動を行うNPO法人	団体	2	6	3	6	総務企画部まちづくり推進課 達成できなかった24年度目標値

基本目標3 みんなが安心して暮らせる環境づくり

No.	指標名	単位	18年度 実績	24年度 目標	24年度 時点	29年度 目標	担当課 指標の考え方
15	ファミリーサポートセンター 事業実施箇所数(累計)	か所	2	4	3	3	健康福祉部子ども・家庭課 水沢・江刺・前沢で全市の事業を 推進しており、事業執行や経費的 に3か所が効率的である。
16	3歳児健康診査時の問診にお いて子育てが楽しいと回答し た母親の率	%	81	85	88.5	90	健康福祉部健康増進課 24年度の目標を達成したこと により更なる上昇を図る。
17	DVに関する周知度	%	71.7 (※水) 43.2 (※江)	70	89.4	100	総務企画部まちづくり推進課 県指標を参考 アンケート調査
18	DV被害者施設収容者数		—	—	2	0	健康福祉部子ども・家庭課

(※水) 平成17年度旧水沢市男女共同参画に関する調査

(※江) 平成16年度旧江刺市男女共同参画意識調査